

○総務省令第九十四号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）の施行に伴い、並びに同令附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

総務大臣 武田 良太

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(法第十五条の四第二項の届出書)  
第一条の四 [略]

2 法第五十三条第三十四項若しくは第三百二十一条の八第三十四項の申告書又は法第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の修正申告書に係る税額につき法第十五条の四第一項の規定の適用を受けようとする法人は、これらの申告書又は修正申告書に必要な事項を記載することによつて前項の届出書に代えることができる。  
(法第十九条第九号の処分)

第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〕十五 略

十六 法第五十三条第六十二項若しくは第六十五項又は第三百二十一条の八第五十九項若しくは第六十二項の規定による通知

〔十七〕二十五 略

(納税証明事項)

第一条の九 政令第六条の二十一第一項第六号の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第五十三条第三項後段の「前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額、同条第八項後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同条第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額、同条第十三項後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同条第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額、同条第十九項後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同条第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額、同条第二十三項第一号後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、同項第三号後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額、同条第二十六項後段の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかつた同条第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額その他法第十四条の九第二項各号に掲げる地方税の額の算出のために必要な事項

〔二〕略

(法第二十三条第一項第四号の二イ(1)の剰余金等)

第一条の九の六 法第二十三条第一項第四号の二イ(1)に規定する総務省令で定める剰余金は、会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

(法第十五条の四第二項の届出書)  
第一条の四 [同上]

2 法第五十三条第二十二項若しくは第三百二十一条の八第二十二項の申告書又は法第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の修正申告書に係る税額につき法第十五条の四第一項の規定の適用を受けようとする法人は、これらの申告書又は修正申告書に必要な事項を記載することによつて前項の届出書に代えることができる。  
(法第十九条第九号の処分)

第一条の七 [同上]

〔一〕十五 同上

十六 法第五十三条第五十三項若しくは第五十六項又は第三百二十一条の八第四十九項若しくは第五十二項の規定による通知

〔十七〕二十五 同上

(納税証明事項)

第一条の九 [同上]

一 法第五十三条第六項後段の「前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この号において同じ。)(又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属調整額、同条第十一項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属税額、同条第十五項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象還付法人税額、同条第十九項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属還付税額その他法第十四条の九第二項各号に掲げる地方税の額の算出のために必要な事項

〔二〕同上

(法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上したものと)

第一条の九の六 法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する総務省令で定めるものは、会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

2 法第二十三条第一項第四号の二イ(3)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

「一・二 略」

「3 略」

4 法第二十三条第一項第四号の二イ(3)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

(年金給付契約の対象となる共済に係る契約の要件の細目)

第一条の十四 政令第七条の十五の十二第三号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 政令第七条の十五の十二第三号に規定する生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもの(退職年金の給付を目的とするものを除く。以下本条において「年金共済契約」という。)を締結する組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第十一条第一項第十二号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合若しくは共済水産業協同組合連合会をいう。次号において同じ。)の定める当該年金共済契約に係る共済規程は、当該年金共済契約に係る約款を全国連合会(農業協同組合法第十条第十号の事業を行う農業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会のうちその業務が全国の区域に及ぶものをいう。以下本条において同じ。)が農林水産大臣の承認を受けて定める約款と同一の内容のものとする旨の定めがあるものであること(全国連合会の締結する年金共済契約に係る共済規程にあつては、農林水産大臣の承認を受けたものであること。)

「二・三 略」

(政令第九条の六の二第一項の割合等)

第三条の二 政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九條の七第六項及び第二十八項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九條の七第六項及び第二十八項に係る道府県に属する場合(ロに該当する場合を除く。) 当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

「ロ 略」

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九條の七第六項及び第二十八項の關係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第九条の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第八項の規定の適用を受けようとする内国法人(同条第二項に規定する内

2 法第二十三条第一項第四号の五イ(3)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

「一・二 同上」

「3 同上」

4 法第二十三条第一項第四号の五イ(3)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

(年金給付契約の対象となる共済に係る契約の要件の細目)

第一条の十四 「同上」

一 政令第七条の十五の十二第三号に規定する生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもの(退職年金の給付を目的とするものを除く。以下本条において「年金共済契約」という。)を締結する組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第十一条第一項第十一号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合若しくは共済水産業協同組合連合会をいう。次号において同じ。)の定める当該年金共済契約に係る共済規程は、当該年金共済契約に係る約款を全国連合会(農業協同組合法第十条第十号の事業を行う農業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会のうちその業務が全国の区域に及ぶものをいう。以下本条において同じ。)が農林水産大臣の承認を受けて定める約款と同一の内容のものとする旨の定めがあるものであること(全国連合会の締結する年金共済契約に係る共済規程にあつては、農林水産大臣の承認を受けたものであること。)

「二・三 同上」

(政令第九条の六の二第一項等の割合等)

第三条の二 政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九條の七第七項及び第二十九項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

「一 同上」

イ 政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九條の七第七項及び第二十九項に規定する關係道府県に属する場合(ロに該当する場合を除く。) 当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

「ロ 同上」

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九條の七第七項及び第二十九項に規定する關係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第九条の七第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第九項の規定の適用を受けようとする内国法人(同条第三項に規定する内

国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第八項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第九条の七第八項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）及び法人番号並びに代表者の氏名

〔三略〕

四 政令第九条の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号に定める事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（第四項第一号において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九条の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号に定める事業年度の同条第七項に規定する道府県民税の控除余額（第四項第一号及び第十条の二の六第四項第一号において「道府県民税の控除余額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

〔六略〕

3 政令第九条の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第二十項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第十九項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

〔二・三略〕

四 政令第九条の七第二十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十二項各号に定める事業年度の同条第十九項に規定する控除未済外国法人税等額（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

〔五略〕

4 政令第九条の七第二十九項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第九条の七第二項又は第七項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余額（第十条の二の六第四項第一号において「国税の控除余額」という。）、道府県民税の控除余額若しくは政令第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除余額（第十条の二の六第二項第五号及び第四項第一号において「市町村民税の控除余額」という。）に係る事

国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第九項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第九条の七第九項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）及び法人番号並びに代表者の氏名

〔三同上〕

四 政令第九条の七第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（第四項第一号において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九条の七第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第八項に規定する道府県民税の控除余額（第四項第一号及び第十条の二の六第四項第一号において「道府県民税の控除余額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

〔六同上〕

3 政令第九条の七第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第二十一項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

〔二・三同上〕

四 政令第九条の七第二十一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等額（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

〔五同上〕

4 政令第九条の七第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第二十六項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第九条の七第二項又は第八項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余額（第十条の二の六第四項第一号において「国税の控除余額」という。）、道府県民税の控除余額若しくは政令第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除余額（第十条の二の六第二項第五号及び第四項第一号において「市町村民税の控除余額」という。）に係る事

業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（同号において「国税の控除限度額」という。）、同項に規定する道府県民税の控除限度額（同号において「道府県民税の控除限度額」という。）及び同条第七項に規定する市町村民税の控除限度額（同号において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第九条の七第十九項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第三条の二の二 「略」

2 法第五十三条第四十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 法第五十三条第四十六項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

「四・五 略」

（法第五十三条第五十一項の届出）

第三条の三 法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分、届出又は失効の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第五十一項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分（同法第七十五条の二第八項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する同法第七十五条第五項又は同法第七十五条の二第十一項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は同条第二項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による同法第七十五条の二第一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第五項又は同法第七十五条の二第十一項

第二号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号において「指定等の処分」という。） 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分に係る事業年度終了の日から二十一日以内

二 法人税法第七十五条の二第五項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分（同法第七十五条の二第十一項第二号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。） 当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する事業年度終了の日から二十一日以内

三 法人税法第七十五条の二第七項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）

業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（同号において「国税の控除限度額」という。）、同項に規定する道府県民税の控除限度額（同号において「道府県民税の控除限度額」という。）及び同条第八項に規定する市町村民税の控除限度額（同号において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第九条の七第二十項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第二十六項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第三条の二の二 「同上」

2 法第五十三条第三十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

三 法第五十三条第三十五項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

「四・五 同上」

（法第五十三条第四十項の届出）

第三条の三 法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分（同法第七十五条の二第八項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は同法第七十五条の二第二項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による同法第七十五条の二第一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号において「指定等の処分」という。） 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。次号及び第三号において同じ。）終了の日から二十一日以内

二 法人税法第七十五条の二第五項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する事業年度終了の日から二十一日以内

三 法人税法第七十五条の二第七項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）

の規定による同項の届出（同法第七十五条の二第十一項第四号の規定により同条第七項の届出書を提出したものとみなされた場合を含む。） 同項の届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

四 法人税法第七十五条の二第十一項第五号又は第六号の規定による申告書の提出期限の延長の処分の失効 当該失効のあつた日の属する事業年度終了の日から二十一日以内

〔削る〕

の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から二十一日以内

〔新設〕

（法第五十三条第四十一項の届出）

第三條の三の二 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に同法第十二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同法第十二号の七に規定する連結子法人（当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。）は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十一項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第八十一条の二十四第一項の規定による申告書の提出期限の延長の処分（同条第三項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この条において同じ。）又は同法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第二項の規定による同条第一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号及び次項第二号において「指定等の処分」という。）

当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があつた日から七日以内

二 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第五項の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分があつた日の属する連結親法人事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び次項において同じ。）終了の日から二十一日以内

三 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第七項の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十一日以内

2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十一項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第四条の三十項又は第十一項の規定による同法第四条の二の承認 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十一日以内

二 指定等の処分 当該指定等の処分があつた日から七日以内

三 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第五項の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第三条の三の二 法第五十三條第五十五項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は

、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六條第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

2 法第五十三條第五十九項後段に規定する総務省令で定める書類は、同法第五十五項の内国法人が、法人税法第七十五條の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

3 法第五十三條第六十項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第五十三條第五十九項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

〔四 略〕

4 法第五十三條第六十項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同法第五十九項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

5 法第五十三條第六十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 法第五十三條第五十九項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 法第五十三條第六十六項の規定の適用をやめようとする理由

〔五 略〕

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四 〔略〕

2 政令第九條の九の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一 略〕

二 法第五十五條の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六條の四第二十七項第一号(同法第六十六條の四の三第十四項又は第六十七條の十八第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税割額に基づくものであること及び同法第六十六條の四第二十七項第三号(同法第六十六條の四の三第十四項又は第六十七條の十八第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等(法第五十五條の二第一項に規定する条約相手国等をいう。)

との間の相互協議(法第五十五條の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同

の処分のあつた日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十一日以内

四 法人税法第八十一條の二十四第二項において準用する同法第七十五條の二第七項の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十一日以内

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第三条の三の三 法第五十三條第四十六項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は

、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六條第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

2 法第五十三條第五十項後段に規定する総務省令で定める書類は、同法第四十六項の内国法人が、法人税法第七十五條の四第二項(同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同法第七十五條の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

3 法第五十三條第五十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 同上〕

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第五十三條第五十項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

〔四 同上〕

4 法第五十三條第五十一項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同法第五十項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

5 法第五十三條第五十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 同上〕

三 法第五十三條第五十項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 法第五十三條第五十七項の規定の適用をやめようとする理由

〔五 同上〕

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 法第五十五條の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六條の四第二十七項第一号(同法第六十六條の四の三第十四項又は第六十七條の十八第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税割額に基づくものであること及び同法第六十六條の四第二十七項第三号(同法第六十六條の四の三第十四項又は第六十七條の十八第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等(法第五十五條の二第一項に規定する条約相手国等をいう。)

との間の相互協議(法第五十五條の二第一項に規定する相

じ。）の対象であることを明らかにする書類

〔三 略〕

（法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知）

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約（法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条において同じ。）に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

〔一・三 略〕

四 第一号の申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。）

〔五 略〕

〔2 略〕

3 法第五十五条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・三 略〕

四 第二号の合意に基づく地方法人税額（当該合意に基づく国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十六条の規定による更正に係る地方法人税額をいう。）

〔五 略〕

〔削る〕

互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

〔三 同上〕

（法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知）

第三条の四の二 〔同上〕

一 租税条約（法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条及び第三条の四の四において同じ。）に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

〔一・三 同上〕

四 第一号の申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三条の四の四第一項第四号及び第五号において同じ。）

〔五 同上〕

〔2 同上〕

3 〔同上〕

〔一・三 同上〕

四 第二号の合意に基づく地方法人税額（当該合意に基づく国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十六条の規定による更正に係る地方法人税額をいう。第三条の四の四第三項第四号及び第五号において同じ。）

〔五 同上〕

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類）

第三条の四の三 政令第九条の九の五第三項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2 政令第九条の九の五第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人（法第五十三条第二十三項に規定する連結親法人をいう。次条において同じ。）が第五十五条の四第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものと及同法第六十八条の八十八項第二十八項第三号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものと並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第九条の九の五第三項第四号に規定する場合に該当するときには、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知)  
**第三条の四の四** 法第五十五条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 前号の申立てに係る対象連結法人(法第五十五条の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。)の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三 第一号の申立てが行われた日

四 第一号の申立てに係る個別帰属法人税額(法第五十五条の五第一項に規定する個別帰属法人税額をいう。)及び次号に規定する地方法人税額の連結事業年度

五 第一号の申立てに係る地方法人税額

六 その他参考となるべき事項

2 法第五十五条の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三 第一号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の五第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

四 その他参考となるべき事項

3 法第五十五条の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三 第一号の申立てに係る相互協議において法第五十五条の四第一項に規定する合意が行われた日

四 前号の合意に基づく個別帰属法人税額(法第五十五条の五第三項に規定する個別帰属法人税額をいう。)及び次号に規定する地方法人税額の連結事業年度

五 第三号の合意に基づく地方法人税額

六 その他参考となるべき事項

(政令第二十條の二の十八の額)

第三條の十五 政令第二十條の二の十八に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五條第一項及び第八項に規定する特定株式等(以下この条及び第四條において「特定株式等」という。)について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 資源開発事業法人(租税特別措置法第五十五條第二項第一号の法人をいう。以下この条及

(政令第二十條の二の十八の額)

第三條の十五 政令第二十條の二の十八第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五條第一項及び第九項に規定する特定株式等(以下この項において「特定株式等」という。)について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 資源開発事業法人(租税特別措置法第五十五條第二項第一号の法人をいう。以下同じ。)

〔第四号において同じ。〕の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の同号の資源開発事業等〔次号及び第四号において「資源開発事業等」という。〕に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二 資源開発投資法人（租税特別措置法第五十五条第二号の法人をいう。以下この号及び第四号第二号において同じ。）の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から出資又は長期の資金の貸付け（以下この号及び第四号第二号において「投融資」という。）を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

〔削る〕

（政令第二十一条の六の額）

第四条 政令第二十一条の六に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、特定株式等について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

〔一・二略〕

〔削る〕

の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の同号の資源開発事業等〔以下「資源開発事業等」という。〕に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

二 資源開発投資法人（租税特別措置法第五十五条第二号の法人をいう。以下同じ。）の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から出資又は長期の資金の貸付け（以下「投融資」という。）を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

2||

政令第二十条の二の十八第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 資源開発事業法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の資源開発事業等に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額  
二 資源開発投資法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から投融資を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事業を含む。）に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

（政令第二十一条の六の額）

第四条 政令第二十一条の六第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

〔一・二 同上〕

2||

政令第二十一条の六第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一 資源開発事業法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発事業法人の資源開発事業等に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額  
二 資源開発投資法人の特定株式等 当該特定株式等の取得価額に当該資源開発投資法人及び当該資源開発投資法人（その法人から投融資を受けている資源開発投資法人を含む。）から投融資を受けている資源開発事業法人の資源開発事業等（当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人の当該付随して行われる事

(法第七十二条の二十五第十七項の方法)

第四条の六の四 法第七十二条の二十五第十七項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

(法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類)

第四条の七 法第七十二条の二十六第四項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 法第七十二条の二十六第一項に規定する中間期間(以下この条及び第六条において「中間期間」という。)に係る付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次に掲げるもの(当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの)

イ 中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。)

ロ 外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書

二 法第七十二条の二第二項第二号に掲げる事業を行う法人 中間期間に係る収入金額に関する計算書並びに中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。)

三 法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人 中間期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの(当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの)

イ 中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。)

ロ 外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書

四 法第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人 中間期間に係る収入金額及び所得に関する計算書並びに中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。)

(法第七十二条の二十六第十項の方法)

第四条の七の二 法第七十二条の二十六第十項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施

業を含む。)に係る事業費に対する法の施行地における当該事業費の割合を乗じて得た額

(法第七十二条の二十五第十七項及び第十八項の方法)

第四条の六の四 法第七十二条の二十五第十七項及び第十八項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

(法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類)

第四条の七 「同上」

一 法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次に掲げるもの(当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの)

イ 当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。)

ロ 外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書

二 法第七十二条の二第二項第二号に掲げる事業を行う法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。)

三 法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの(当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの)

イ 当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。)

ロ 外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書

四 法第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額及び所得に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。)

(法第七十二条の二十六第十項及び第十一項の方法)

第四条の七の二 法第七十二条の二十六第十項及び第十一項に規定する総務省令で定める方法は

行規則第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第五条の二の二 法第七十二条の三十二の二第一項後段に規定する総務省令で定める書類は、法第七十二条の三十二第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

〔2・4 略〕

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

第五条の二の三 〔略〕

2 政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一 略〕

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類

〔三 略〕

(法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知)

第五条の三 法第七十二条の三十九の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう。以下この条において同じ。)に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

〔二・四 略〕

〔2・3 略〕

〔削る〕

、法人税法施行規則第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第五条の二の二 法第七十二条の三十二の二第一項後段に規定する総務省令で定める書類は、法第七十二条の三十二第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

〔2・4 同上〕

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

第五条の二の三 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の四において同じ。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の五までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

〔三 同上〕

(法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知)

第五条の三 〔同上〕

一 租税条約(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう。以下この条及び第五条の五において同じ。)に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

〔二・四 同上〕

〔2・3 同上〕

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

第五条の四 政令第三十二条の三第四項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2 政令第三十二条の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人(法第七十二条の三十三第一項に規定する連結親法人をいう。次条において同じ。)が第七十二条の三十九の四第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号(同法第六十八条の百七の二第十三項において準用

する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十二条の三第四項第四号に規定する場合に該当するときには、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第七十二条の三十九の五に規定する国税庁長官の通知）

第五條の五 法第七十二条の三十九の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 前号の申立てに係る対象連結法人（法第七十二条の三十九の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三 第一号の申立てが行われた日

四 第一号の申立てに係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二条の三十九の五第一項に規定する法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度

五 その他参考となるべき事項

2 法第七十二条の三十九の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三 第一号の申立てに係る相互協議において政令第三十二条の三第二項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

四 その他参考となるべき事項

3 法第七十二条の三十九の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 第一号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三 第一号の申立てに係る相互協議において法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意が行われた日

四 前号の合意に基づく法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二条の三十九の五第三項に規定する法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金

(適格合併に係る合併法人が法第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により納付すべき事業税の課税標準)

第六条 法第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額を算定する場合において、同項の法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併(法人を設立するものを除く。以下この条において同じ。)に係る合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。)であるときは、当該合併法人の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた法第七十二条の四十八第一項に規定する課税標準額の総額(第一号において「課税標準額の総額」という。)を前事業年度の月数で除して得た額に中間期間の月数を乗じて計算した額に相当する額には、当該各号に定める金額を含むものとする。

一 当該合併法人の前事業年度 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に中間期間の月数を乗じた数を被合併法人の確定課税標準額の総額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の法第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度に係る事業税額の基礎となつた課税標準額の総額をいう。以下この条において同じ。)に乘じて当該確定課税標準額の総額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の中間期間 当該合併法人の中間期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定課税標準額の総額に乘じて当該確定課税標準額の総額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

(法第四百四十四条の七第一項第一号の基準)

第八条の二十九 「略」

3 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等(分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配又は同法第六十一条の十一第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。次項並びに次条及び第八条の三十一において同じ。)をした場合における当該分割等に係る分割法人等(同法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人、同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十一第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。次条及び第八条の三十一において同じ。)に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人

額をいう。)の事業年度

五 その他参考となるべき事項

(適格合併に係る合併法人が法第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により納付すべき事業税の課税標準)

第六条 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この条において同じ。)に係る合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。)が法第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額を算定する場合における当該合併法人の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた同条第一項に規定する課税標準額の総額(第一号において「課税標準額の総額」という。)を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を含むものとする。

一 当該合併法人の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定課税標準額の総額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度に係る事業税額の基礎となつた課税標準額の総額をいう。以下この条において同じ。)に乘じて当該確定課税標準額の総額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合 当該事業年度開始の日から六月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定課税標準額の総額に乘じて当該確定課税標準額の総額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

(法第四百四十四条の七第一項第一号の基準)

第八条の二十九 「同上」

3 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等(分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配又は同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。次項並びに次条及び第八条の三十一において同じ。)をした場合における当該分割等に係る分割法人等(同法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人、同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。次条及び第八条の三十一において同じ。)に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人

等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

4 法第四十四條の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等（法人税法第二條第十二号の三に規定する分割承継法人、同條第十二号の五に規定する被現物出資法人、同條第十二号の五の三に規定する被現物分配法人又は同法第六十一條の十一第二項に規定する譲受法人をいう。次条及び第八條の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

（法第二百九十二條第一項第四号の二イ(1)の剰余金等）  
第九條の十九 法第二百九十二條第一項第四号の二イ(1)に規定する総務省令で定める剰余金は、会社計算規則第二十九條第二項第一号に規定する額とする。

2 法第二百九十二條第一項第四号の二イ(3)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。  
〔一・二 略〕

〔3 略〕  
4 法第二百九十二條第一項第四号の二イ(3)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二條の規定により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九條に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

（政令第四十八條の十二の二第一項の割合等）  
第十條の二の六 政令第四十八條の十二の二第一項、第四十八條の十二の三第一項並びに第四十八條の十三第七項及び第二十九項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合  
イ 政令第四十八條の十二の二第一項、第四十八條の十二の三第一項並びに第四十八條の十

三第七項及び第二十九項の關係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該關係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合  
〔ロ 略〕

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八條の十二の二第一項、第四十八條の十二の三

等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

4 法第四十四條の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等（法人税法第二條第十二号の三に規定する分割承継法人、同條第十二号の五に規定する被現物出資法人、同條第十二号の五の三に規定する被現物分配法人又は同法第六十一條の十三第二項に規定する譲受法人をいう。次条及び第八條の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

（法第二百九十二條第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上したもの）  
第九條の十九 法第二百九十二條第一項第四号の五イ(1)に規定する総務省令で定めるものは、会社計算規則第二十九條第二項第一号に規定する額とする。

2 法第二百九十二條第一項第四号の五イ(3)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。  
〔一・二 同上〕

〔3 同上〕  
4 法第二百九十二條第一項第四号の五イ(3)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二條の規定により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九條に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

（政令第四十八條の十二の二第一項の割合等）  
第十條の二の六 政令第四十八條の十二の二第一項、第四十八條の十二の三第一項並びに第四十八條の十三第八項及び第三十項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合  
イ 政令第四十八條の十二の二第一項、第四十八條の十二の三第一項並びに第四十八條の十

三第八項及び第三十項に規定する關係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該關係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合  
〔ロ 同上〕

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八條の十二の二第一項、第四十八條の十二の三

第一項並びに第四十八条の十三第七項及び第二十九項の關係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第四十八条の十三第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第九項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第九項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第四十八条の十三第九項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）及び法人番号並びに代表者の氏名

三 略

四 政令第四十八条の十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（第四項第一号において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度の市町村民税の控除余額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 略

3 政令第四十八条の十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第二十一項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十一項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二・三 略

四 政令第四十八条の十三第二十一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等額（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

4 政令第四十八条の十三第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の

第一項並びに第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する關係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第四十八条の十三第十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第十項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第十項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第四十八条の十三第十項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）及び法人番号並びに代表者の氏名

三 同上

四 政令第四十八条の十三第十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十二項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（第四項第一号において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の十三第十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十二項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 同上

3 政令第四十八条の十三第二十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第二十二項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十二項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二・三 同上

四 政令第四十八条の十三第二十二項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十四項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二十一項に規定する控除未済外国法人税等額（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 同上

4 政令第四十八条の十三第三十一項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第二十六項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同

法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第四十八条の十三第二項又は第八項 控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第四十八条の十三第二十項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第十条の二の七 〔略〕

2 法第三百二十一条の八第四十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 法第三百二十一条の八第四十六項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

〔四・五 略〕

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十条の二の八 法第三百二十一条の八第五十二項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

2 法第三百二十一条の八第五十六項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第五十二項の内国法人が、法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

3 法第三百二十一条の八第五十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第三百二十一条の八第五十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

〔四 略〕

4 法第三百二十一条の八第五十七項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第五十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

5 法第三百二十一条の八第六十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす

項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第四十八条の十三第二項又は第九項 控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第四十八条の十三第二十一項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第十条の二の七 〔同上〕

2 法第三百二十一条の八第三十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 同上〕

三 法第三百二十一条の八第三十五項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

〔四・五 同上〕

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十条の二の八 法第三百二十一条の八第四十二項後段に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

2 法第三百二十一条の八第四十六項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第四十二項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

3 法第三百二十一条の八第四十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 同上〕

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第三百二十一条の八第四十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

〔四 同上〕

4 法第三百二十一条の八第四十七項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第四十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

5 法第三百二十一条の八第五十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす

る。

〔一・二 略〕

三 法第三百二十一条の八第五十六項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされ  
た日

四 法第三百二十一条の八第六十三項の規定の適用をやめようとする理由

〔五 略〕

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十條の二の九 〔略〕

2 政令第四十八條の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とす  
る。

〔一 略〕

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しく  
は決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六條の四第二十七項第一号（  
同法第六十六條の四の三第十四項又は第六十七條の十八第十三項において準用する場合を含  
む。）に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六條の四第  
二十七項第三号（同法第六十六條の四の三第十四項又は第六十七條の十八第十三項において  
準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること  
と並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する  
条約相手国等をいう。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する  
相互協議をいう。）の対象であることを明らかにする書類

〔三 略〕

第十條の二の十 削除

る。

〔一・二 同上〕

三 法第三百二十一条の八第四十六項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされ  
た日

四 法第三百二十一条の八第五十三項の規定の適用をやめようとする理由

〔五 同上〕

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十條の二の九 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しく  
は決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六條の四第二十七項第一号（  
同法第六十六條の四の三第十四項又は第六十七條の十八第十三項において準用する場合を含  
む。）に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六條の四第  
二十七項第三号（同法第六十六條の四の三第十四項又は第六十七條の十八第十三項において  
準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること  
と並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する  
条約相手国等をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の  
二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにす  
る書類

〔三 同上〕

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予  
の申請書類）

第十條の二の十 政令第四十八條の十五の四第三項の規定による申請書の様式は、第二十二号の

二の二様式とする。

2 政令第四十八條の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とす  
る。

一 連結親法人（法第三百二十一条の八第二十三項に規定する連結親法人をいう。）が第三百  
二十一条の十一の三第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しく  
は決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項第一  
号（同法第六十八條の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定  
に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同法第六十八條の  
八十八第二十八項第三号（同法第六十八條の百七の二第十三項において準用する場合を含  
む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申  
立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第四十八條の十五の四第三項第四号に規定する場合に該当するときは、供託書の正

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)  
第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲

げるもののうち、地方税関係法令(同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次  
条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をい  
う。以下この条及び次条において同じ。)により行うことその他の方法が規定されているもの  
とする。

〔一・二 略〕

三 法第五十三條第一項、第二項及び第三十一項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第  
三十四項の申告書の提出

四 法第五十三條第五十一項の規定による届出書の提出

〔四の二〇十 略〕

十一 法第三百二十一条の八第一項、第二項及び第三十一項の申告書並びにこれらの申告書に  
係る同条第三十四項の申告書の提出

〔十二〇十六 略〕

〔二〇七 略〕

(特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知)

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げ  
るものうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されて  
いるものとする。

〔一・二 略〕

三 法第五十三條第五十二項及び第五十三項の規定による通知

〔四〇十一 略〕

〔二・三 略〕

#### 附則

(法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類)

第二条の六 法附則第八条の二の二第二項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を  
受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七  
号の三様式によるものとする。

2 法附則第八条の二の二第二項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務  
省令で定める書類は、同条第一項の法人が支出した寄附金を受けた同項に規定する認定地方公  
共団体(第四項及び次条第二項において「認定地方公共団体」という。)が当該寄附金の受領  
について地域再生法施行規則(平成十七年内閣府令第五十三号)第十四条第一項の規定により  
交付する書類の写しとする。

本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に  
関する書類

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)

第二十四条の三十九 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第五十三條第一項、第二項、第四項及び第十九項の申告書並びにこれらの申告書に係る  
同条第二十二項の申告書の提出

四 法第五十三條第四十項及び第四十一項の規定による届出書の提出

〔四の二〇十 同上〕

十一 法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項及び第十九項の申告書並びにこれらの申  
告書に係る同条第二十二項の申告書の提出

〔十二〇十六 同上〕

〔二〇七 同上〕

(特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知)

第二十四条の四十 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第五十三條第四十二項及び第四十三項の規定による通知

〔四〇十一 同上〕

〔二・三 同上〕

#### 附則

(法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類)

第二条の六 法附則第八条の二の二第二項及び第五項に規定する控除の対象となる特定寄附金の  
額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様  
式は、第七号の三様式によるものとする。

2 法附則第八条の二の二第二項及び第五項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類  
として総務省令で定める書類は、同条第一項の法人又は同条第三項の連結親法人(法人税法第  
二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この条及び次条第二項において同  
じ。)若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係(同法第二条第十二号の七の七に規  
定する連結完全支配関係をいう。第四項及び次条第二項において同じ。)がある連結子法人(同  
法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。第四項及び次条第二項において同じ。)  
が支出した寄附金を受けた同条第一項に規定する認定地方公共団体(第四項及び次条第二項

3 法附則第八条の二の二第五項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第二十号の五の様式によるものとする。

4 法附則第八条の二の二第五項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第四項の法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

(法人の都民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類)

第二条の六の二 法附則第八条の二の二第七項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第五項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

2 法附則第八条の二の二第七項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第五項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第七項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第四項の法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

(法附則第九条第二十項の取引)

第二条の八 法附則第九条第二十項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(法附則第九条第二十一項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等)

第二条の九 法附則第九条第二十一項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とする。

2 法附則第九条第二十一項に規定する原子力発電工場の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とする。

3 法附則第九条第二十一項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業

において「認定地方公共団体」という。）が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

3 法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第二十号の五様式によるものとする。

4 法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第七項の法人又は同条第九項の連結親法人若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

(法人の都民税の特定寄附金税額控除に係る添付書類)

第二条の六の二 法附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

2 法附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第七項の法人又は同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七百三十四条第三項において準用する法附則第八条の二の二第九項の連結親法人若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

(法附則第九条第二十一項の取引)

第二条の八 法附則第九条第二十一項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等)

第二条の九 法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とする。

2 法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工場の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とする。

3 法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業

者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の十四の改正規定は、令和二年十二月一日から施行する。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、この省令の施行の日（以下この項及び次条において「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下この項及び次条において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次条において同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項

に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「改正令」という。）附則第三条第十九項の規定により改正令による改正後の地方税法施行令（以下この条において「新令」という。）第八条の十五の規定を準用する場合には、同条中「法第五十三条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「改正法」という。）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「なお効力を有する旧法」という。）第五十三条第六項に規定する控除対象個別帰属調整額」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「「控除対象個別帰属調整額」と、「係る通算適用前欠損金額」とあるのは「係るなお効力を有する旧法第五十三条第五項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額」と、「最初通算事業年度（当該通算適用前欠損金額が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七条第八項の規定によりないものとされたものである場合にあつては、当該新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度」とあるのは「最初

連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この条において「なお効力を有する旧法人税法」という。）第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。」と、「法人税法第五十七条第六項又は第八項」とあるのは「なお効力を有する旧法人税法第八十一条の九第二項」と、「あること」とあるのは「ないこと」と、「（法第五十三条第五項」とあるのは「（改正法附則第五条第四項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この条において「四年新法」という。）第五十三条第五項」と、同条ただし書中「法第五十三条第五項」とあるのは「改正法附則第五条第四項において準用する四年新法第五十三条第五項」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属調整額」と、「事業年度又は」とあるのは「事業年度若しくは連結事業年度又は」と、「以後」とあるのは「若しくは連結事業年度以後」と読み替えるものとする。

3 改正令附則第三条第二十項の規定により新令第八条の十六の規定を準用する場合には、同条中「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「が被合併法人等の前十年内事業年度」とあるのは「が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度（以下この条において「前

十年内事業年度」という。）」と、「合併法人等十年前事業年度開始日の」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日の」と、「前十年内事業年度ごと」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと」と、「前日の属する事業年度」とあるのは「前日の属する事業年度又は連結事業年度」と、「それぞれの事業年度」とあるのは「それぞれの事業年度又は連結事業年度」と読み替えるものとする。

4 改正令附則第三条第二十五項の規定により新令第八条の十五の規定を準用する場合には、同条中「前十年内事業年度（）」とあるのは「前十年内連結事業年度（）」と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「法第五十三条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「改正法」という。）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第五十三条第九項に規定する控除対象個別帰属税額」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属税額」と、「に係る通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度（当該通算適用前欠損金額が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七条第八項の規定によりないものとされたものである場合にあつては、当該新たな

事業を開始した日以後最初に終了する事業年度）について法人税法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した」とあるのは「の生じた連結事業年度以後において連続して」と、「（法第五十三条第五項」とあるのは「（改正法附則第五条第五項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この条において「四年新法」という。）第五十三条第五項」と、「提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出して」とあるのは「提出して」と、同条ただし書中「法第五十三条第五項」とあるのは「改正法附則第五条第五項において準用する四年新法第五十三条第五項」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属税額」と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「属する」とあるのは「属する連結事業年度若しくは」と読み替えるものとする。

5 改正令附則第三条第二十六項の規定により新令第八条の十六の規定を準用する場合には、同条中「「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」と、「が被合併法人等の前十年内事業年度」とあるのは「が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内連結事業年度（以下この条において「前十年内連結事業年度」という。）」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度ごと」とあるのは「同

項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する連結事業年度又は事業年度開始」と、「それぞれの事業年度」とあるのは「それぞれの連結事業年度又は事業年度」と、「法人の事業年度」とあるのは「法人の連結事業年度」と読み替えるものとする。

6 改正令附則第三条第三十一項の規定により新令第八条の二十四の規定を準用する場合には、同条中「、被合併法人等」とあるのは「、同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）」と、「前十年内事業年度（）」とあるのは「前十年内連結事業年度（）」と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「法第五十三条第二十七項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「改正法」という。）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第五十三条第十五項」と、「控除対象還付対象欠損調整額（）」とあるのは「控除対象個別帰属還付税額（）」と、「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属還付税額」と、「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度」とあるのは「の計算の基礎となつた連結欠損金額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三条の規定（同法附則第一条第五号）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第二条第十九号の二に規定す

る連結欠損金額をいう。)に係る連結事業年度」と、「開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書(改正法附則第五条第六項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法(以下この条において「四年新法」という。))第五十条第三号第二十八項に規定する法人の道府県民税の確定申告書をいう。以下この条において同じ。)」と、同条ただし書中「法第五十三条第二十八項」とあるのは「改正法附則第五条第六項において準用する四年新法第五十三条第二十八項」と、「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属還付税額」と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「属する」とあるのは「属する連結事業年度若しくは」と読み替えるものとする。

7 改正令附則第三条第三十二項の規定により新令第九条の規定を準用する場合には、同条中「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」と、「被合併法人等の前十年内事業年度」とあるのは「被合併法人等十年前連結事業年度(以下この条において「被合併法人等」という。))の同項に規定する前十年内連結事業年度(以下この条において「前十年内連結事業年度」という。))と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した連結

事業年度又は事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する連結事業年度又は事業年度開始」と、「それぞれの事業年度」とあるのは「それぞれの連結事業年度又は事業年度」と、「法人の事業年度」とあるのは「法人の連結事業年度」と読み替えるものとする。

8 改正令附則第五条第十九項の規定により新令第八条の十五の規定を準用する場合には、同条中「法第五十三条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「改正法」という。）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「なお効力を有する旧法」という。）第三百二十一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属調整額」と、「係る通算適用前欠損金額」とあるのは「係るなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第五項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額」と、「最初通算事業年度（当該通算適用前欠損金額が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七条第八項の規定によりないものとされたものである場合にあつては、当該新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度」とあるのは「最初連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定（

同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この条において「なお効力を有する旧法人税法」という。)第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。」と、「法人税法第五十七条第六項又は第八項」とあるのは「なお効力を有する旧法人税法第八十一条の九第二項」と、「あること」とあるのは「ないこと」と、「法人の道府県民税の確定申告書(法第五十三条第五項に規定する法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書(改正法附則第十三条第四項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法(以下この条において「四年新法」という。)第三百二十一条の八第五項に規定する法人の市町村民税の確定申告書」と、「その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「法第五十三条第五項」とあるのは「改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属調整額」と、「事業年度又は」とあるのは「事業年度若しくは連結事業年度又は」と、「以後」とあるのは「若しくは連結事業年度以後」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

## 9

改正令附則第五条第二十項の規定により新令第八条の十六の規定を準用する場合には、同条中「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「

が被合併法人等の前十年内事業年度」とあるのは「が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度（以下この条において「前十年内事業年度」という。）」と、「合併法人等十年前事業年度開始日の」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日の」と、「前十年内事業年度」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと」と、「前日の属する事業年度」とあるのは「前日の属する事業年度又は連結事業年度」と、「それぞれの事業年度」とあるのは「それぞれの事業年度又は連結事業年度」と読み替えるものとする。

10 改正令附則第五条第二十五項の規定により新令第八条の十五の規定を準用する場合には、同条中

「前十年内事業年度（）」とあるのは「前十年内連結事業年度（）」と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「法第五十三条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「改正法」という。）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属税額」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属税額」と、「に係る通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度（当該通算適

用前欠損金額が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七条第八項の規定によりないものとされたものである場合にあつては、当該新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度）について法人税法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書（法第五十三条第五項に規定する法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは、「の生じた連結事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書（改正法附則第十三条第五項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この条において「四年新法」という。）第三百二十一条の八第五項に規定する法人の市町村民税の確定申告書」と、「提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出して」とあるのは「提出して」と、同条ただし書中「法第五十三条第五項」とあるのは「改正法附則第十三条第五項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項」と、「控除対象通算適用前欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属税額」と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「属する」とあるのは「属する連結事業年度若しくは」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

11 改正法附則第五条第二十六項の規定により新令第八条の十六の規定を準用する場合には、同条中

「「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」



「調整額」とあるのは、「控除対象個別帰属還付税額」と、「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度」とあるのは「の計算の基礎となつた連結欠損金額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。）に係る連結事業年度」と、「開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書（改正法附則第十三条第六項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この条において「四年新法」という。）第三百二十一条の八第二十八項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をいう。以下この条において同じ。）」と、同条ただし書中「法第五十三条第二十八項」とあるのは「改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十八項」と、「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは「控除対象個別帰属還付税額」と、「前十年内事業年度」とあるのは「前十年内連結事業年度」と、「属する」とあるのは「属する連結事業年度若しくは」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

13 改正令附則第五条第三十二項の規定により新令第九条の規定を準用する場合には、同条中「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」と、「

が被合併法人等の前十年内事業年度」とあるのは「が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内連結事業年度（以下この条において「前十年内連結事業年度」という。）と、「合併法人等十年前事業年度開始日の」とあるのは「合併法人等十年前連結事業年度等開始日の」と、「前十年内事業年度」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する連結事業年度又は事業年度開始」と、「それぞれの事業年度」とあるのは「それぞれの連結事業年度又は事業年度」と、「法人の事業年度」とあるのは「法人の連結事業年度」と読み替えるものとする。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新規則の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部改正）

第四条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関

する省令（昭和四十四年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(みなし外国税額の控除の申告手続等)

第十条 居住者又は内国法人が所得税法第九十五条、法人税法第六十九条又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の三、第五十三条第三十八項、第三百十四條の八若しくは第三百二十一條の八第三十八項(同法第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による外国税額の控除を受けようとする場合において、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額、法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額、地方税法第三十七条の三若しくは第三百十四條の八に規定する外国の所得税等の額又は同法第五十三条第三十八項若しくは第三百二十一條の八第三十八項に規定する外国の法人税等の額のうちにみなし外国税額があるときは、次に掲げる書類には、控除を受けるべきみなし外国税額の計算の明細を記載した書類及び当該みなし外国税額を証明する書類を含むものとする。

【一〇三 略】

四 地方税法施行令第九條の七第二十九項又は第四十八條の十三第三十項(同令第五十七條の二において準用する場合を含む。)の規定により地方税法第五十三條第一項、第三十四項若しくは第三十五項若しくは第三百二十一條の八第一項、第三十四項若しくは第三十五項(これらの規定を同法第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による申告書又は同法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書に添付すべき書類

改正前

(みなし外国税額の控除の申告手続等)

第十条 居住者又は内国法人が所得税法第九十五条、法人税法第六十九条又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の三、第五十三条第二十六項、第三百十四條の八若しくは第三百二十一條の八第二十六項(同法第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による外国税額の控除を受けようとする場合において、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額、法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額、地方税法第三十七条の三若しくは第三百十四條の八に規定する外国の所得税等の額又は同法第五十三条第二十六項若しくは第三百二十一條の八第二十六項に規定する外国の法人税等の額のうちにみなし外国税額があるときは、次に掲げる書類には、控除を受けるべきみなし外国税額の計算の明細を記載した書類及び当該みなし外国税額を証明する書類を含むものとする。

【一〇三 同上】

四 地方税法施行令第九條の七第三十項又は第四十八條の十三第三十一項(同令第五十七條の二において準用する場合を含む。)の規定により地方税法第五十三條第一項、第四項、第十二項若しくは第二十三項若しくは第三百二十一條の八第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項(これらの規定を同法第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による申告書又は同法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書に添付すべき書類

備考 表中の「」の記載は注記である。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則）

第五条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平

成二十八年<sup>総務省</sup>財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。

）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

<p>第一項第二号</p>	<p>〔略〕</p> <p>前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象</p>	<p>〔略〕</p> <p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）、外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定</p>
<p>第一項第一号</p>	<p>法第五十五条の二第一項の申立て</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て</p>
<p>第二項</p>	<p>政令第九条の九の四第三項に</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（第三号において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十二条第三項において準用する政令第九条の九の四第三項に</p>
<p>（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類）</p> <p>第十八条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条の四第二項の規定は、令第三十二条第三項において準用する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の九の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第三条の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類）</p> <p>第十八条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条の四第二項及び第三条の四の三第二項の規定は、令第三十二条第三項及び第九条の九の五第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類）</p> <p>第十八条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条の四第二項及び第三条の四の三第二項の規定は、令第三十二条第三項において準用する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の九の四第三項及び第九条の九の五第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第三号</p>	<p>〔同上〕</p> <p>前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象</p>	<p>〔同上〕</p> <p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）、外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。）の法人税法第百三十八条第一項第</p>
<p>第三号</p>	<p>法第五十五条の二第一項の申立て</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て</p>
<p>第三号</p>	<p>政令第九条の九の四第三項に</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十二条第三項において準用する政令第九条の九の四第三項に</p>

第一項第三号	政令	<p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第三項において準用する政令</p>
		<p>する本店等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の法人税法第三百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの</p>

<p>第三号</p> <p>第三号の四の二第二項第三号</p>	<p>政令</p>	<p>一号に規定する本店等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の法人税法第三百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。以下同じ。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの</p>
<p>第三号の四の三第二項第一号</p>	<p>政令第九条の九の五第三項に</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第三項において準用する政令</p>
<p>第三号の四の三第二項第一号</p>	<p>法第五十五条の四第一項</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項</p>
<p>第三号の四の三第二項第二号</p>	<p>法第五十五条の四第一項</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項</p>
<p>前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象</p>	<p>前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引（租税特別措置</p>

2 地方税法施行規則第十条の二の九第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第十条の二の九の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	政令第四十八条の十五の三第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（第三号）において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十二条第六項において準用する政令第四十八条の十五の三第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第二項第一号	法第三百二十一条の十一の二第一項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十
第二項第二号	〔略〕	〔略〕	〔略〕

2 地方税法施行規則第十条の二の九第二項及び第十条の二の十第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項及び第四十八条の十五の三第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三号	政令	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第三項において準用する政令	法第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連取引をいう。 （又は連結法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人をいう。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等との間の同号に規定する内部取引に係るもの）
第十号	政令第四十八条の十五の三第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十二条第六項において準用する政令第四十八条の十五の三第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第十号の二の九第二項	法第三百二十一条の十一の二第一項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十
第十号の二の九第二項	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

第一項第三号	<p>(法第三百二十一條の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。)の対象</p>	<p>五条に規定する特定国外関連者をいう。)との間の国外関連取引(租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。)、外国居住者等(外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。)、の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等(外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。))との間の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等(外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。))との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの</p> <p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第六項において準用する政令</p>
--------	---	---

第十條の二の九第二項第三号	<p>政令</p>	<p>五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。)との間の国外関連取引(租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。)、外国居住者等(外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。))の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等(外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。))との間の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人(外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。)の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等(外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。以下同じ。))との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの</p> <p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第六項において準用する政令</p>
第十條の二の十第二項	<p>政令第四十八條の十五の四第三項に</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第六項において準用する政令第四十八條の十五の四第三項に</p>
第十條の二の十第二項第一号	<p>法第三百二十一條の十一の三第三項</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項</p>
第十條の二の十第二項	<p>同項の申立て</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て</p>

第二項	政令第三十二条の二第四項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（第三号）において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の二第四項に
第一項第一号	法第七十二条の三十九の二第二項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次号において「外国居住者等所得相互免除法

3 地方税法施行規則第五条の二の三第二項の規定は、令第三十二条第十項において準用する地方税法施行令第三十二条の二第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第五条の二の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十條の二の十第二項 第二号	法第三百二十一条の十一の第三項 申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額 前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項 申告納付すべき法人税割の額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割の額 外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連取引をいう。）又は連結法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人をいう。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等との間の同号に規定する内部取引に係るもの
第十條の二の十第二項 第三号	政令	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第六項において準用する政令
第五條の二の三第二項 第一号	政令第三十二条の二第四項に 法第七十二条の三十九の二第二項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の二第四項に

3 地方税法施行規則第五条の二の三第二項及び第五條の二の三第二項の規定は、令第三十二条第十項において準用する地方税法施行令第三十二条の二第四項及び第三十二条の三第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第三号	第一項第一号	
政令	<p>〔略〕</p> <p>前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象</p>	「と。いう。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに關する申立て
<p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第十項において準用する政令</p>	<p>〔略〕</p> <p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）、外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの</p>	

第五号の二の三第二項第三号	第五号の二の三第二項第二号	
政令	<p>〔同上〕</p> <p>前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の四において同じ。）との間の相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の五までにおいて同じ。）の対象</p>	<p>〔同上〕</p> <p>う。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに關する申立て</p>
<p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第十項において準用する政令</p>	<p>〔同上〕</p> <p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）、外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。以下同じ。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの</p>	

第五号の四第二項	政令第三十二条の三第四項に	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第十項において準用する政令
----------	---------------	------------------------------------

(法第三十九条に規定する国税庁長官の通知)  
 第十九条 法第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

第五号の四第二項第一号	法第七十二条の三十九の四第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項	同項の申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て	行令第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の三四項に
第五号の四第二項第二号	法第七十二条の三十九の四第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項	申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額	前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連取引をいう。）又は連結法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人をいう。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等との間の同号に規定する内部取引に係るもの
第五号の四第二項第三号	政令	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第十項において準用する政令			

(法第三十九条に規定する国税庁長官の通知)  
 第十九条 「同上」

- 一 法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人（法第三十六条第一項に規定する連結親法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

〔削る〕

二 〔略〕

三 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額（法第三十九条第一項に規定する法人税額をいう。）の事業年度（法第二条第七号に規定する事業年度をいう。第三項第三号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第三号において同じ。）

四 〔略〕

五 〔略〕

2 法第三十九条第二項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号  
〔削る〕

二 〔略〕

三 〔略〕

3 法第三十九条第三項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号  
〔削る〕

二 〔略〕

三 前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額（法第三十九条第三項に規定する法人税額をいう。）の事業年度及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度

四 〔略〕

五 〔略〕

4 法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号  
〔削る〕

二 前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人（法第三十八条第一項に規定する対象法人をいい、法第三十六条第一項に規定する連結法人に限る。次項及び第三項において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号  
〔同上〕

三 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額（法第三十九条第一項に規定する法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の事業年度（法第二条第七号に規定する事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）又は連結事業年度（法第十四条第一項に規定する連結事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）  
四 〔同上〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

2 〔同上〕

一 法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号  
二 前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三 〔同上〕

四 〔同上〕

3 〔同上〕

一 法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号  
二 前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三 〔同上〕

四 前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額（法第三十九条第三項に規定する法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の事業年度又は連結事業年度及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度

五 〔同上〕

六 〔同上〕

4 〔同上〕

一 法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号  
二 前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人（法第三十八条第五項に規定する対象法人をいい、法第三十六条第一項に規定する連結法人に限る。次項及び第六項において同

- 二 〔略〕
- 三 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得（法第三十九條第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二條の十三第一項に規定する事業年度をいう。第六項第三号において同じ。）

四 〔略〕

5 法第三十九條第七項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十八條第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

〔削る〕

- 二 〔略〕
- 三 〔略〕

6 法第三十九條第八項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十八條第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

〔削る〕

- 二 〔略〕
- 三 前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額の課税標準とされた所得（法第三十九條第八項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度

四 〔略〕

（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等）

第二十条 〔略〕

2 前条第一項から第三項まで（第一項第四号及び第三項第四号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九條第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第一項第一号	法人の名称、代表者、主たる事	市町村民税の納税義務者の氏名	

じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三 〔同上〕

四 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額（法第三十九條第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二條の十三第一項に規定する事業年度をいう。第六項第四号において同じ。）

五 〔同上〕

〔同上〕

一 法第三十八條第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

- 三 〔同上〕
- 四 〔同上〕

〔同上〕

一 法第三十八條第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二 前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三 前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額（法第三十九條第八項に規定する法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度

五 〔同上〕

（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等）

第二十条 〔同上〕

2 前条第一項から第三項まで（第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第一号及び第五号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九條第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第一項第一号	法人又は連結親法人（法第三十	市町村民税の納税義務者の氏名	



〔3 略〕  
 4 前条第四項から第六項までの規定は、法第四十条第七項において準用する法第三十九条第六項から第九項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四項第一号	〔略〕	法人の名称、代表者	事業税の納税義務者の氏名
第四項第三号	〔略〕	法人税額の課税標準とされた所得	所得税の額の計算の基礎となつた所得
第五項第一号	〔略〕	事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十三第一項に規定する事業年度をいう。第六項第三号において同じ。）	年分
第五項第二号	〔略〕	法人の名称、代表者	事業税の納税義務者の氏名
第五項第三号	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第六項第一号	〔略〕	法人の名称、代表者	事業税の納税義務者の氏名
第六項第三号	〔略〕	法人税額の課税標準とされた所得	所得税の額の計算の基礎となつた所得

〔3 同上〕  
 4 前条第四項から第六項まで（第四項第二号、第五項第二号及び第六項第二号を除く。）の規定は、法第四十条第七項において準用する法第三十九条第六項から第九項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四項第一号	〔同上〕	法人又は連結親法人の名称、代表者	事業税の納税義務者の氏名
第四項第四号	〔同上〕	法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額	所得税の額の計算の基礎となつた所得
第五項第一号	〔同上〕	事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十二第一項に規定する事業年度をいう。第六項第四号において同じ。）	年分
第五項第二号	〔同上〕	法人又は連結親法人の名称、代表者	事業税の納税義務者の氏名
第五項第三号	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第六項第一号	〔同上〕	法人又は連結親法人の名称、代表者	事業税の納税義務者の氏名
第六項第四号	〔同上〕	法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額	所得税の額の計算の基礎となつた所得

備考 表中の「」の記載は注記である。